

消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ 運用ガイド

この度は、「消費税の達人（平成26年度以降用）from会計王20シリーズ」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（平成26年度以降用）from会計王20シリーズ」は、ソリマチ株式会社の「会計王」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（平成26年度以降用）from会計王20シリーズ」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
パターン①「達人 Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
4.運用方法	11
パターン①「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	11
パターン②「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	12
5.操作方法	13
「消費税の達人（平成 26 年度以降用）from 会計王 20 シリーズ」を使用する前に	13
パターン①「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	15
パターン②「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	19
6.連動対象項目	24
「会計王」から連動するデータ（連動元）	24
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	25
[基礎データ（一般用）] 画面	27
付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	36
付表 2-（2） 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	37
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）	38
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）	39
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般）	40
[基礎データ（簡易課税用）] 画面	41
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）	46
7.アンインストール方法	47
8.著作権・免責等に関する注意事項	48

1.対応製品

「消費税の達人（平成26年度以降用）from会計王20シリーズ」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（平成30年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（平成30年度以降用） Standard Edition
	消費税の達人（平成26年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（平成26年度以降用） Standard Edition
ソリマチ株式会社	会計王20
	会計王20PRO
	会計王20 介護事業所スタイル



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の「対応製品」と同様です。



注意

- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の「対応製品」のいずれかをインストールしている必要があります。
- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」の起動中に、「会計王」の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

インストール作業中に[ユーザーアカウント制御]画面が表示されることがあります。その場合は[はい]ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

パターン①

「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



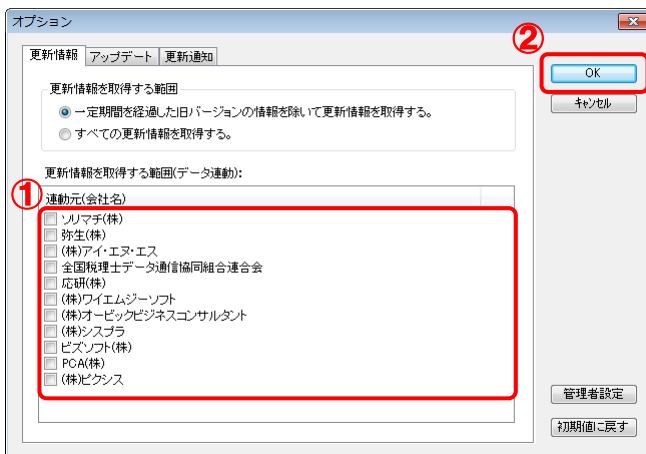
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



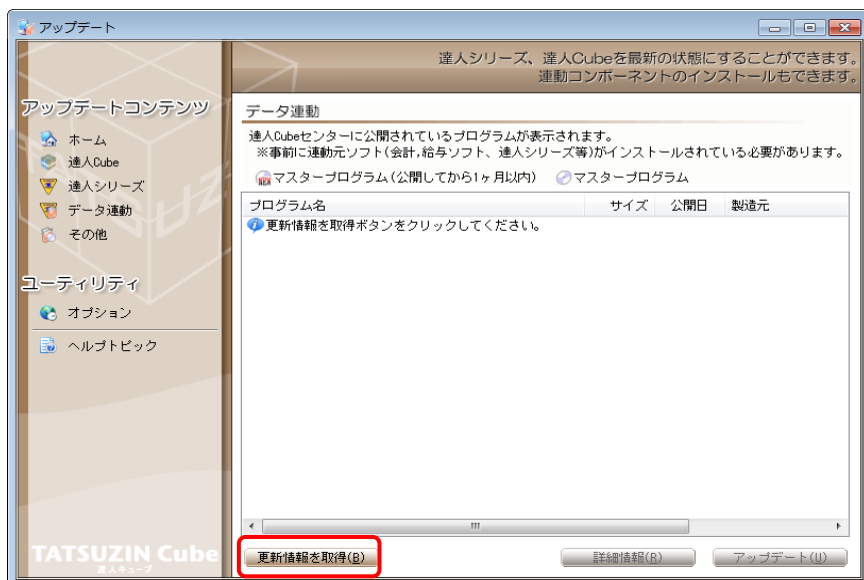
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の設定] 画面が表示されます。

8. インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は[変更] ボタンをクリックします。

9. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」のインストールは完了です。

パターン②

「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ (https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の一番下に通知バーが表示されます。
5. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。
[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

- 6. 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。**
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。
- 7. 手順6でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。**
[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。
- 8. [次へ]ボタンをクリックします。**
[インストール先の設定] 画面が表示されます。
- 9. インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。**
[設定内容の確認] 画面が表示されます。
※ インストール先を変更する場合は [変更] ボタンをクリックします。
- 10. [インストール]ボタンをクリックします。**
インストールが開始されます。
- 11. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（平成26年度以降用）from会計王20シリーズ」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」は、「会計王」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

パターン①

「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

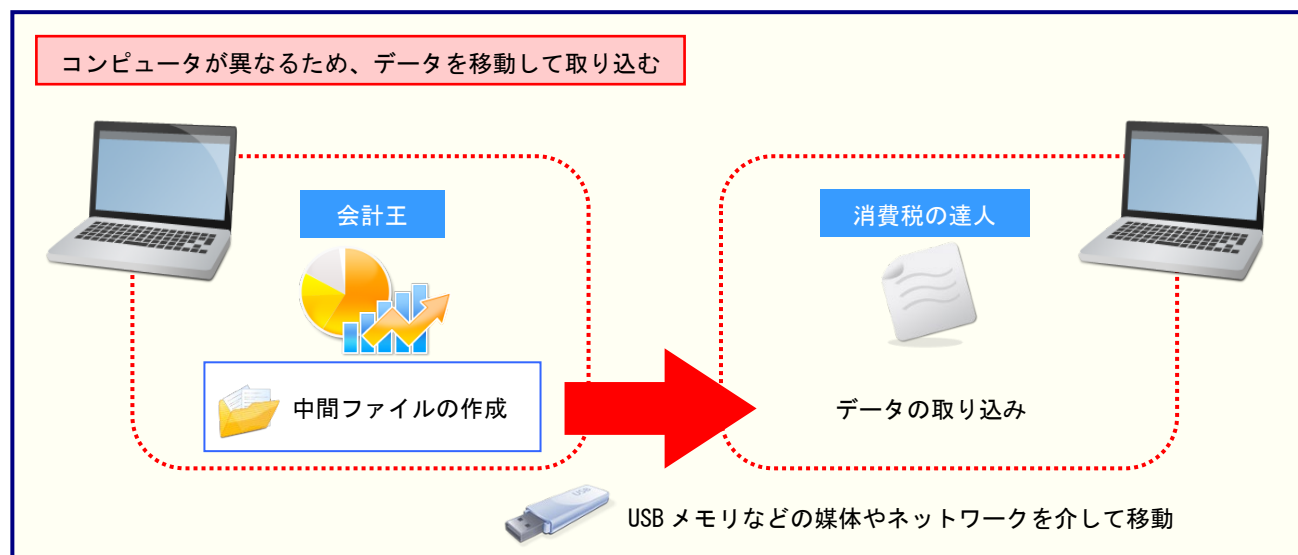
「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



パターン②

「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「会計王」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



5.操作方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「6.連動対象項目」(P.24)を必ずお読みください。

操作手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」を使用する前に

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」を使用する前に以下の手順で、「会計王」に達人用のユーザーを登録してください。この手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかにかかわらず、共通の手順となります。



注意

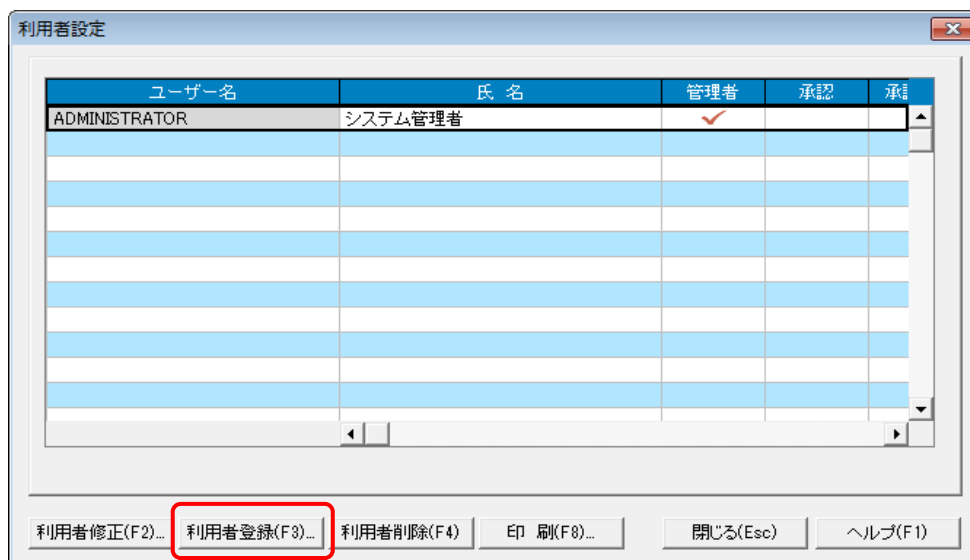
達人用のユーザーを登録しないと「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」を使用できません。

1. 「会計王」を起動し、メニュー[ファイル]―[利用者設定]をクリックします。



[利用者設定] 画面が表示されます。

2. [利用者登録]ボタンをクリックします。



[利用者登録] 画面が表示されます。

3. 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」用のユーザー情報を入力し(①)、[登録]ボタンをクリックします(②)。

[利用者設定] 画面に戻ります。

※ ユーザー名の先頭を“TATSUZIN”とすることで、達人用のユーザーとして認識されます。

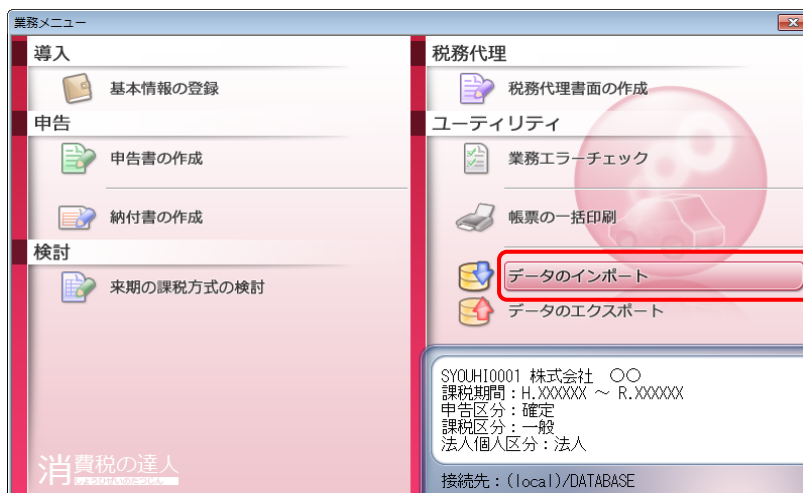
※ ユーザー名以外の入力は任意となりますが、確認しやすい情報を入力しておくくと便利です。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」を使用する前の準備は完了です。

パターン①

「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

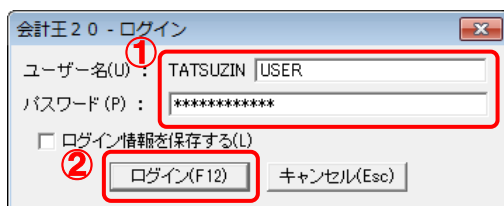
2. [会計王20からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[会計王20 ログイン] 画面が表示されます。

※ 「会計王20PRO」を利用している場合は[会計王20PROからのインポート]を、「会計王20 介護事業所スタイル」を利用している場合は[会計王20 介護事業所スタイルからのインポート]をクリックして選択し、[確定]ボタンをクリックします。

3. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。

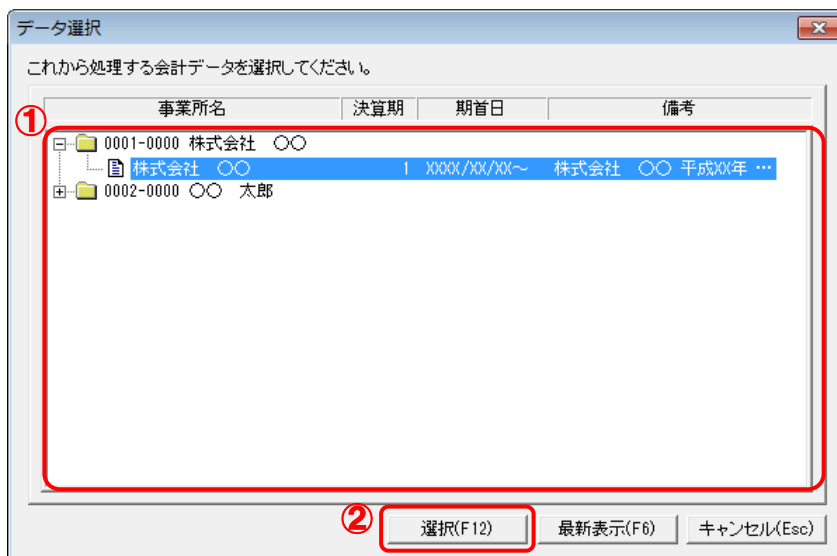


[データ選択] 画面が表示されます。

※ [ユーザー名] には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。

※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。

4. 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



[消費税 ― 集計条件] 画面が表示されます。

5. 集計条件を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。

消費税 - 集計条件

事業所名 : 株式会社 ○○

会計期間 : XXXX/XX/XX~XXXX/XX/XX

消費税申告区分 : 原則課税

課税仕入控除 : 個別対応方式

集計方法

- ☒ 集計期間を指定して仕訳を集計する(N)
- ☐ 連動元製品の[消費税申告書作成]で入力した値を使用する(P) ?

集計期間 : X 月度(S) ~ X 月度(E)

出力先

D:\Users\NTTDATA\AppData\Local\Temp\TzTemp27AI 参照(D)...

実行(F12) キャンセル(Esc)

終了画面が表示されます。

6. [OK]ボタンをクリックします。

消費税

消費税情報の出力が終了しました。
アプリケーションを終了します。

OK

終了画面が表示されます。

7. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

条件設定(インポート)

① インポート先の指定

- ☒ 申告書〈基礎データ〉
- ☐ 課税方式の検討資料〈課税売上高及び消費税額等の予測表の当期欄〉

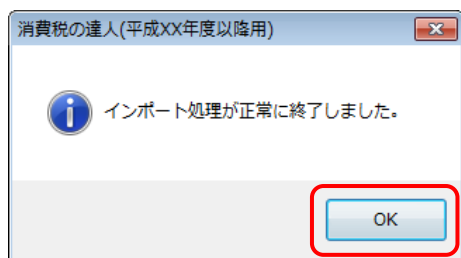
☐ 年計算してデータを取り込む

〈インポート対象の課税期間: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日〉

Enter 確定 ESC キャンセル

終了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

パターン②

「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]―[達人シリーズ]―[連動コンポーネント]―[消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ]をクリックします。

[会計王20 ログイン] 画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー [達人シリーズ] ― [消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ] をクリックします。

Windows 8.1の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ] をクリックします。

2. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。

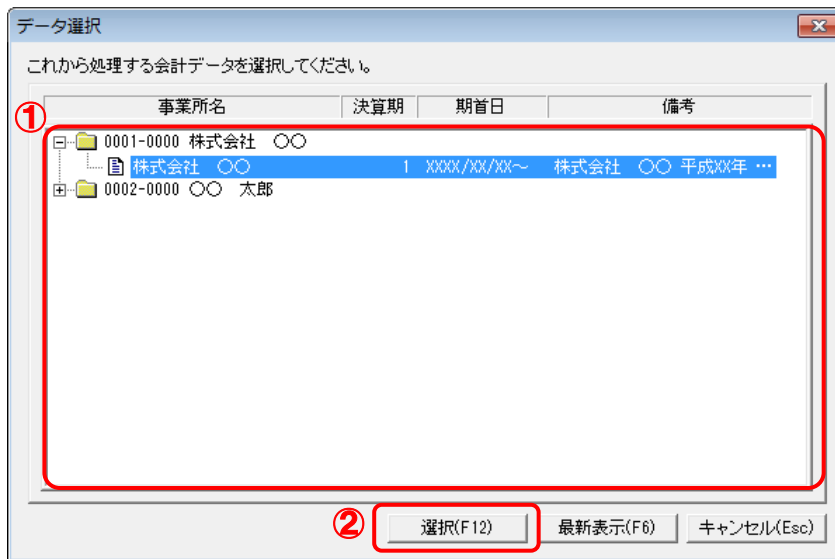


[データ選択] 画面が表示されます。

※ [ユーザー名] には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。

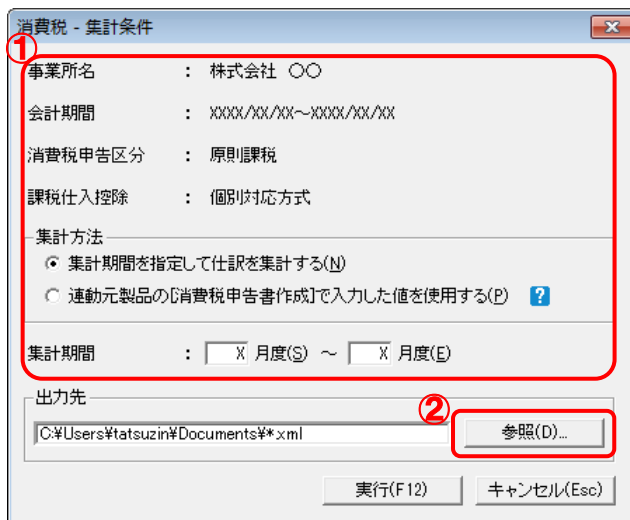
※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。

3. 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



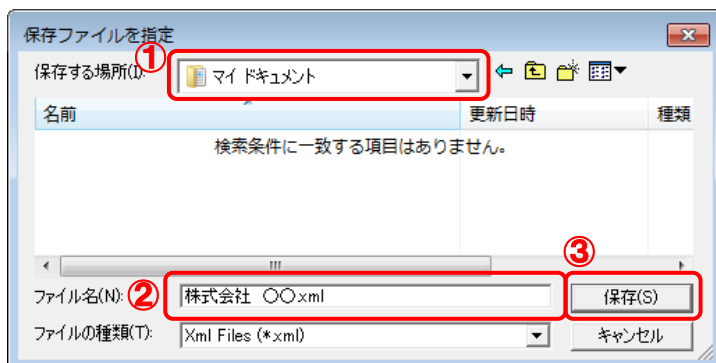
「消費税 — 集計条件」画面が表示されます。

4. 集計条件を設定し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



「保存ファイルを指定」画面が表示されます。

5. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



[消費税 — 集計条件] 画面に戻ります。

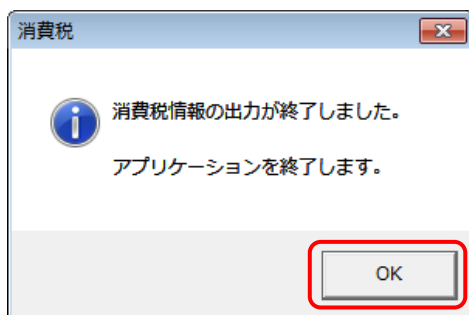
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

6. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

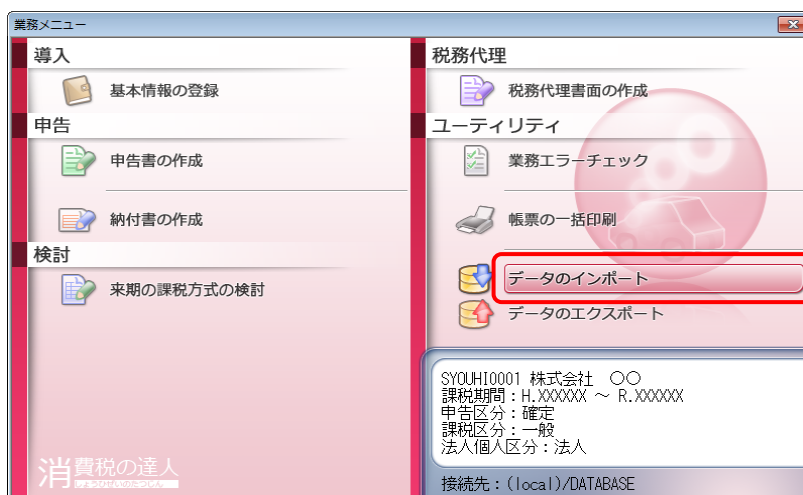
7. [OK]ボタンをクリックします。



手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

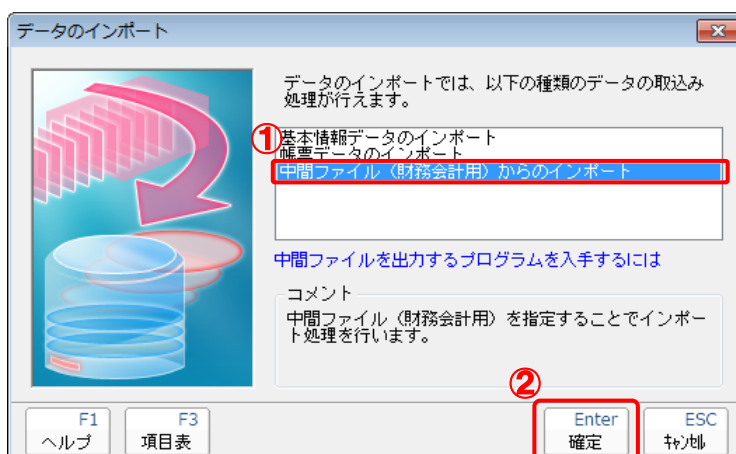
8. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

9. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



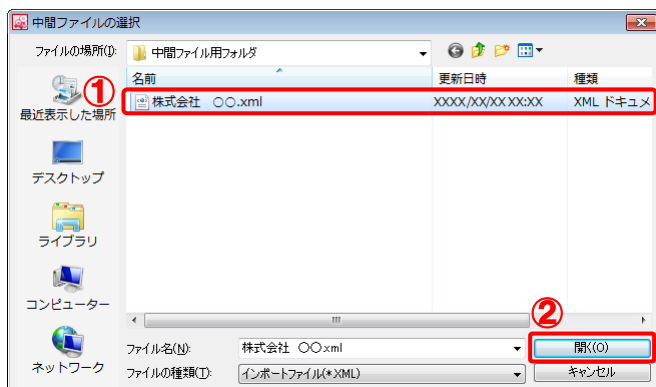
[データのインポート] 画面が表示されます。

10. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



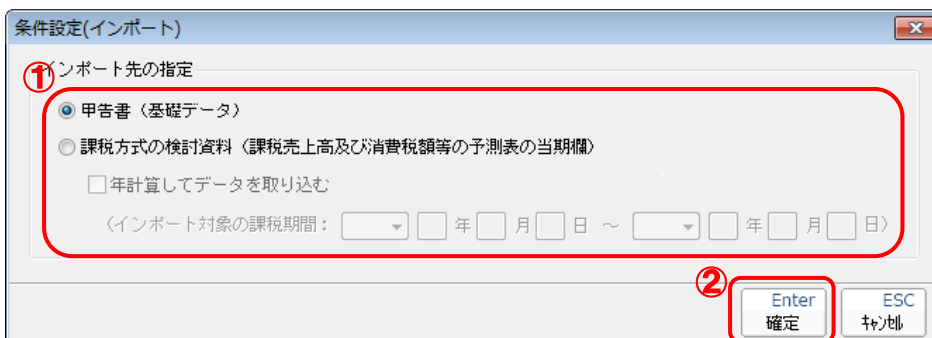
[中間ファイルの選択] 画面が表示されます。

11. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



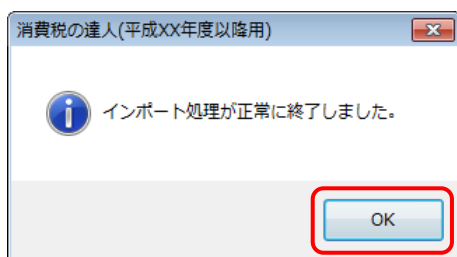
終了画面が表示されます。

12. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

13. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」では、「会計王」の消費税申告書よりデータを取り込みます。

「会計王」から連動するデータ(連動元)

「会計王」からはメニュー「消費税」－「消費税申告書作成」のデータが連動します。

The screenshot shows the '消費税申告書作成' window with a table of tax items and amounts. A red arrow indicates the data flow from the '消費税' menu in the main application window to this specific declaration form.

項目	No	金額
課税標準額	(1)	131,597,000
消費税額	(2)	5,263,880
貸倒回収に係る消費税額	(3)	0
控除税額 控除対象仕入税額	(4)	2,891,242
控除税額 返還等対価に係る税額	(5)	51,161
控除税額 貸倒れに係る税額	(6)	0
控除税額 控除税額小計(4)+(5)+(6)	(7)	2,942,403
控除不足還付税額(7)-(2)-(3)	(8)	
差引税額(2)+(3)-(7)	(9)	2,321,400
中間納付税額	(10)	
納付税額(9)-(10)	(11)	2,321,400
中間納付還付税額(10)-(9)	(12)	
修正申告 既確定税額	(13)	
修正申告 差引納付税額	(14)	
この課税期間の課税売上高	(15)	130,318,708
基準期間の課税売上高	(16)	130,365,650
地方消費税 控除不足還付税額	(17)	
地方消費税 差引税額	(18)	2,321,400
地方消費税 譲渡割額 還付額	(19)	
地方消費税 譲渡割額 納税額	(20)	580,300
地方消費税 中間納付譲渡割額	(21)	
地方消費税 納付譲渡割額(20)-(21)	(22)	580,300

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

〔基礎データ〕画面

- ・売上(8%分)
- ・仕入(8%分)
- ・貸倒(8%分)
- ・売上(5%分)
- ・仕入(5%分)
- ・貸倒(5%分)
- ・売上(3%分)
- ・仕入(3%分)
- ・貸倒(3%分)

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

付表2- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

課税売上高及び消費税額等の予測表



注意

以下の項目については、データをインポートする際に〔消費税 ― 集計条件〕画面―〔集計方法〕で〔連動元製品の〔消費税申告書作成〕で入力した値を使用する〕を選択している場合のみ連動対象となります。

■〔基礎データ(一般用)〕画面

- ・〔仕入(8%分)〕タブー〔特定仕入〕及び〔特定仕入返還〕の〔本体価額(税抜)〕

■付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表／付表2- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

- ・〔納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額〕
- ・〔課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額〕
- ・〔調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額〕

■消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

- ・〔決算額の税区分〕―〔事業所得〕〔不動産所得〕及び〔所得〕―〔左のうち課税仕入れにならないもの〕―〔固定資産税等の取得金額〕

■消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

- ・〔資産科目〕―〔資産の取得価額〕―〔その他〕及び〔(イ)のうち課税仕入れにならないもの〕

簡易課税用

[基礎データ] 画面

- ・売上（8%分）
- ・返還（8%分）
- ・貸倒（8%分）
- ・売上（5%分）
- ・返還（5%分）
- ・貸倒（5%分）
- ・売上（3%分）
- ・返還（3%分）
- ・貸倒（3%分）

課税売上高及び消費税額等の予測表

[基礎データ(一般用)]画面

売上(8%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

ヘルプ

印刷

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

仕入(8%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+Enter確定

ESCキャンセル

貸倒(8%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

Ctrl+Enter

確定

ESC

キャンセル

F1

ヘルプ

F9

印刷

売上 (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

Ctrl+Enter

確定

ESC

キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

仕入 (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(4%分)			
	非課税売上対応(4%分)			
	共通売上対応(4%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(4%分)			
	非課税売上対応(4%分)			
	共通売上対応(4%分)			
	地方消費税分			

Ctrl+Enter

確定

ESC

キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

貸倒(5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

Ctrl+Enter

確定

ESC

キャンセル

F1

ヘルプ

F9

印刷

売上(3%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上(輸取出引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

Ctrl+Enter

確定

ESC

キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

仕入(3%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+確定

ESCキャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

貸倒(3%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+Enter確定

ESCキャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	
項 目		金 額	
課税売上額(税抜き)	①	円	
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の③欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	※申告書の③欄へ	
課税売上割合(④/⑦)		[%] ※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	※注2参照	
課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	※注3参照	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください	
特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪	※注3参照	
課税貨物に係る消費税額	⑫		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑬±⑭)	⑭		
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮		
課税5億円超又は 95%未満の場合	⑯	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	
個別対応方式	⑰	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	
一括比例配分方式	⑱	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯+(⑰×④/⑦)]	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額	⑲	⑱×④/⑦	
控除の税額調整	⑳	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	
控除の税額調整	㉑	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	
差引	㉒	控除対象仕入税額 [(⑬、⑮又は⑱の金額)±⑳±㉑]がプラスの時	
差引	㉓	控除過大調整税額 [(⑬、⑮又は⑱の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時	
貸倒回収に係る消費税額	㉔	※申告書の③欄へ	

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ③及び⑯欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑩又は⑰欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left(\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}}{\text{課税売上額}} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}}{\text{課税売上額}} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} = \left(\frac{\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)}}{\text{特定課税売上額}} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\frac{\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額}}{\text{特定課税売上額}} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑰欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

付表 2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

第28-(5)号様式

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一 般

課税期間		氏名又は名称				
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①		円	円	円	円	
免 税 売 上 額 ②						
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④					※申告書の添付へ	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤						
非 課 税 売 上 額 ⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦					※申告書の添付へ	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)					[%] ※端数 四捨五入	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込) ⑧						
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑨		(⑧A欄×3/100)	(⑧B欄×4/100)	(⑧C欄×6.3/100)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑩					※⑧及び⑩欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れ がある事業者のみ記載してください。	
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑪				(⑩C欄×6.3/100)		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑫						
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑬						
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬) ⑭						
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑭の金額) ⑮						
課 税 5 税 別 売 売 別 価 対 格 応 上 上 対 内 内 方 高 高 式 税 税 合 合 が 合 は 場 合	⑮のうち、課税売上にのみ要するもの ⑯					
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑰					
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑯+(⑰×④/⑦)) ⑱					
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑱×④/⑦) ⑲					
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 調 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑳					
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉑					
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 ((⑩、⑪又は⑫の金額)±⑳±㉑)がプラスの時 ㉒	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	※付表1の⑧C欄へ		
	控 除 過 大 調 整 税 額 ((⑩、⑪又は⑫の金額)±⑳±㉑)がマイナスの時 ㉓	※付表1の⑨A欄へ	※付表1の⑨B欄へ	※付表1の⑨C欄へ		
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉔	※付表1の⑩A欄へ	※付表1の⑩B欄へ	※付表1の⑩C欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑯及び⑰欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② 左のうち課税仕入れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
事業所得	仕 入 金 額 (製品製造原価)	①		
	必 要 経 費	②		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値 の 額	③		
	小 計 (①+②+③)	④		
不動産所得	必 要 経 費	⑤		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値 の 額	⑥		
	小 計 (⑤+⑥)	⑦		
所得	仕 入 金 額	⑧		
	必 要 経 費	⑨		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値 の 額	⑩		
	小 計 (⑧+⑨+⑩)	⑪		
課 税 仕 入 高 の 合 計 額		⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。	
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 平成 XX 年中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2/2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位:千円

区 分		① 決 算 額 〔税込・税抜〕	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
損 益 科 目	商 品 仕 入 高 等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営 業 外 費 用	③		
	そ の 他	④		
	小 計	⑤		
区 分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
資 産 科 目	固 定 資 産	⑥		
	繰 延 資 産	⑦		
	そ の 他	⑧		
	小 計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位:千円

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。
その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位:千円

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2/2)

課税売上高及び消費税額等の予測表(一般)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード:

顧問先名:

1. 基礎データ

期間	当期(年度)		来期(年度)		来々期(年度)	
税率	%	%	%	%	%	%
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
調整固定資産の税額調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(年度)		来期(年度)		来々期(年度)	
課税売上高						
課税売上高(特定期間)						
課税売上割合	%		%		%	

3. 消費税額

期間	来期(年度)			来々期(年度)		
	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
課税方式		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
戻付税額						
合計税額						
備考						



注意

「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

[基礎データ(簡易課税用)]画面

売上(8%分)

基礎データ(簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 計				
免税売上(輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+F4 確定
ESC キャンセル

返還(8%分)

基礎データ(簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 計				
免税売上に係る対価の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+F4 確定
ESC キャンセル

貸倒(8%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1ヘルプ F9印刷 Ctrl+確定 ESCキャンセル

売上(5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 計			
免税売上 (輸出取引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1ヘルプ F9印刷 Ctrl+確定 ESCキャンセル

返還(5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+J 確定
ESC キャンセル

貸倒(5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+J 確定
ESC キャンセル

売上(3%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 計				
免税売上 (輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+F 確定
ESC キャンセル

返還(3%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 計				
免税売上に係る対価の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+F 確定
ESC キャンセル

貸倒(3%分)

基礎データ(簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+Enter確定

ESCキャンセル

課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード:

顧問先名:

1. 基礎データ

期間	当期(年度)		来期(年度)		来々期(年度)	
税率	%	%	%	%	%	%
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
調整固定資産の税額調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(年度)		来期(年度)		来々期(年度)	
課税売上高						
課税売上高(特定期間)						
課税売上割合		%		%		%

3. 消費税額

期間	来期(年度)			来々期(年度)		
	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
戻付税額						
合計税額						
備考						



注意

「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

7.アンインストール方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に[ユーザーアカウント制御]画面が表示されることがあります。その場合は[はい]ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

[コントロールパネル]画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー [Windowsシステムツール] – [コントロールパネル] をクリックします。

Windows 8.1の場合は、[アプリ]画面に表示されている[消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ]を右クリックし[アンインストール]をクリックし、手順3に進みます。

2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。

[プログラムのアンインストールまたは変更]画面が表示されます。

※ [コントロールパネル]画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能]をクリックします。

3. [消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ]をクリックして選択し、[アンインストールと変更]をクリックします。

[プログラムの保守]画面が表示されます。

4. [削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。

確認画面が表示されます。

5. [OK]ボタンをクリックします。

アンインストールが開始されます。

6. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります

**消費税の達人(平成26年度以降用)from会計王20シリーズ
運用ガイド**

2019年10月26日初版
